

よしおかあんしん見守り事業 認知症保険加入制度



自宅で暮らす認知症の人を

対象として町が契約者となり、認知症保険に加入できます。第三者に対する不慮の事故、自分自身のけがなどに備え、保険料を全額公費で負担します。事前登録制度とGPS機器貸し出し事業を併せて利用することで、スムーズな捜索活動や早期発見が期待できます。

▼対象 認知症などにより徘徊のおそれのある人で「事前登録制度」および「GPS機器貸し出し事業」を利用中または利用希望の人

たは利用希望の人

▼申請方法 次のものを郵送または介護高齢室窓口へ持参
□申請書(介護高齢室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)
□顔写真と全身写真(1版)
※写真は役場で撮影することもできます。申請の際はご相談ください。

※事前登録制度に登録済みの場合は、写真は不要です。

▼問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

月額2,000円が支給されます 難病患者見舞金



▼対象

県が実施する次のいずれかの給付を受けている人

●特定医療費(指定難病)

●特定疾患医療給付

●小児慢性特定疾病医療給付

●先天性血液凝固因子障害等医療給付

▼支給額 月額2,000円
※毎年9月と3月に当該月分までの見舞金を支給します。
新規申請の場合は支給決定月からの支給となります。

▼申請に必要なもの

□受給者証

□通帳など(本人か保護者の振込先がわかるもの)

▼申請方法 福祉室窓口にある申請書に記入し申請してください。(すでに申請済みの人は新たに手続きをする必要はありません。)

▼申請・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

ナンバーディスプレイなど 特殊詐欺対策電話機 などの購入費を補助



▶対象 次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▶補助金額 購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

▶申請方法 購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。

▶問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

人権作文集「明るい吉岡町」 作文募集

人権作文集「明るい吉岡町38号」に掲載する作文を募集します。
たくさんのご応募をお待ちしています。

主 題 『人権について考える
～人とのつながりを大切にする社会を～』

内 容 主題に関わる人権について日頃考えていることや気づいたことなど

字 数 字数700～1,000字程度
(1行36文字×30行
(標題・氏名の各1行を含む))

締め切り 12月23日(金)

提出方法 生涯学習室窓口を持参するか、
メール・FAXで提出してください。

提出・問い合わせ先
教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)
FAX 54-8448 ✉ syo-gaku@town.yoshioka.gunma.jp



町 LINE公式アカウント運用開始

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」をしてご活用ください。

友だち追加方法

右記の二次元バーコードを読み取るか、LINE のホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



@yoshioka_town

今月の手話

「スポーツ、運動」



両手を開いて交互に振り、走るしぐさをします。

障害当事者が進行役を務め、「グループワークにより参加者と一緒に対話しながら学ぶ発見型学習」の研修です。社会にあるさまざまな障害を見抜く力を養い、それらを解決するための行動(合理的配慮の提供)につなげるための研修です。受講料は無料です。

- ▼期日 11月15日(月)
- ▼時間 午後2時～3時30分
- ▼場所 文化センター2階研修室
- ▼定員 30人(先着順)
- ▼申込期限 10月31日(日)
- ▼申込方法

電話またはFAXで申し込みをしてください。FAXで

心のバリアフリー研修

参加者を募集します

申し込みの場合には、「心のバリアフリー研修申し込み」と明記し、①氏名②住所③電話番号を記載してください。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室

☎26・2246(直通)

FAX 54・8681



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

転売チケットの トラブルが急増中！

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



好きなアーティストなどを応援することは「推し活」と呼ばれており、若い世代ではイベントにお金をかける人の割合が高くなっています。最近では感染症対策を講じて開催されるイベントも徐々に増えていることに伴い、インターネットでのチケット転売トラブルに関する相談が増加しています。

トラブルの事例

- 転売仲介サイトであることに気がつかず、定価より高額なチケットを購入した。
- 転売仲介サイトで購入したチケットでは入場できないことに後から気がついた。
- SNSで知り合った個人と取引したが、代金を振込んだ後に相手と連絡がとれなくなった。

ここをチェック！

- チケットはイベントの主権者、販売許可を得ているサービス、アーティスト公式サイトなどの正規ルートから購入しましょう。
- チケットには、転売禁止であることや転売が判明した場合には入場できないことなどのルールが記載されています。チケットの購入前に公式ホームページの情報を確認しましょう。

不安やトラブルが生じたら、一人で悩まず消費生活センターへ相談しましょう

